

仕 様 書

- 1 業務名
安佐北工場排ガス等測定業務
- 2 業務場所
安佐北工場 広島市安佐北区可部町大字中島1460番地の1
- 3 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日
- 4 実施要領
 - (1) 検体及び測定項目
別表-1のとおり。
 - (2) 測定方法
別表-2のとおり。
 - (3) 検体採取年月日
別表-1に基づき、別途協議して定めるものとする。
なお、施設の稼働状況及び天候等により、実施月日を変更することがある。
 - (4) 検体採取
受注者が実施し、採取に当たっては事故防止に万全を期すこと。ただし、ばいじんについては、発注者があらかじめ採取したものから、受注者が分取するものとする。
 - (5) 検体採取場所
別表-2のとおり。
- 5 現場責任者
受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第8条に基づき選任した現場責任者の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。
現場責任者に変更があったときも同様とする。
- 6 報告
 - (1) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、ごみ質については検体採取日から20日以内に、その他については検体採取日から15日以内に発注者へ提出するものとする。ただし、年末年始の休日のためにこれにより難しい場合は、発注者と受注者の間で協議して提出期限を定めるものとする。
なお、測定結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。
 - ① 採取年月日及び場所
 - ② 測定結果
 - ③ 業務写真帳
写真撮影は、検体採取時又は検体引き渡し時とする。
 - (2) 報告書の大きさは原則としてA4版とする。
 - (3) 報告書の提出部数は2部とする。なお、測定結果については、分析計算書（測定チャート、検量線等）を添付し、測定結果一覧表については、電子媒体でも報告するものとする。
- 7 その他
 - (1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。
 - (2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。
 - ① 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。
 - ② 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。
 - ③ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
 - ④ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

年間測定計画表(安佐北工場排ガス等測定業務)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間数量
排ガス													
ばいじん	①	①		①	①	①	①		①	①	①	①	10
硫黄酸化物	①	①		①	①	①	①		①	①	①	①	10
窒素酸化物	①	①		①	①	①	①		①	①	①	①	10
塩化水素	①	①		①	①	①	①		①	①	①	①	10
フッ素化合物					①						①		2
カドミウム					①						①		2
鉛					①						①		2
ガス状水銀及び粒子状水銀	①				①				①		①		4
焼却灰・ばいじん													
水素イオン濃度(pH)	焼却灰③、ばいじん②												5
アルキル水銀化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
水銀又はその化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
カドミウム又はその化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
鉛又はその化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
六価クロム化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
砒素又はその化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
セレン又はその化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
1,4-ジオキサン	焼却灰③、ばいじん②												5
シアン化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
有機リン化合物	焼却灰③、ばいじん②												5
PCB	焼却灰③、ばいじん②												5
トリクロロエチレン	焼却灰③、ばいじん②												5
テトラクロロエチレン	焼却灰③、ばいじん②												5
焼却灰 熱灼減量	①	①		①	①	①	①		①	①	①	①	10
ごみ質 [①はごみピットの1検体、 ③はごみピット、ダンプボックス(家庭系、事業系)の3検体]													
種類組成			①			③			①			③	8
種類ごとの発熱量			①			③			①			③	8
水分			①			③			①			③	8
灰分			①			③			①			③	8
可燃分			①			③			①			③	8
単位容積重量			①			③			①			③	8
低位発熱量			①			③			①			③	8
元素分析 (炭素、水素、硫黄、窒素、塩素)			①			③			①			③	8
騒音・振動 [調査地点数 1地点]													
騒音レベル	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	12
振動レベル	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	12

※注 丸付き数字は、検体数を示している。

測定方法と採取場所(安佐北工場排ガス等測定業務)

測定名	測定方法と採取場所
排ガス	<p>測定方法は、大気汚染防止法施行規則(昭和46. 6. 22厚. 通令1)に定める方法(水銀については、平成28. 9. 26環告94に定める方法)とする。これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。 なお、定量下限値は、別表－3に定める値とする。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図1のとおり。</p>
焼却灰・ばいじん	<p>溶出試験は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48. 2. 17環告13)に定める方法とする。 これに定めのない項目については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49. 9. 30環告64)又はJISに定める方法とする。</p> <p>熱灼減量は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52. 11. 4環整95)に定める方法とする。</p> <p>焼却灰の採取場所は、別紙採取地点図1のとおり。 ばいじんは、別紙採取地点図4に示す地点において発注者があらかじめ採取したものから、受注者が分取するものとする。</p>
ごみ質	<p>測定方法は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52. 11. 4環整95)に定める方法とする。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>①ごみ質分析は、9時採取分と11時採取分を合計し、1検体とする。 ②ごみ質の種類組成は、紙布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・わら類、厨芥類、不燃物類、その他の6種類とし、種類ごとの発熱量は不燃物を除いた5種類について各々測定すること。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図1, 2のとおり。</p>
騒音	<p>測定方法は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43. 11. 27厚農通運告1)に定める方法とする。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>①騒音測定は、朝、昼、夕、夜間の4回行うこと。 ②等価騒音レベル(Leq)を同時測定すること。</p> <p>測定場所は、別紙採取地点図3のとおり。</p>
振動	<p>測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51. 11. 10環告90)に定める方法とする。</p> <p>○振動測定は、昼、夜間の2回行うこと。</p> <p>測定場所は、別紙採取地点図3のとおり。</p>

排ガス測定項目の定量下限値

項目名	定量下限値(実測値)
ばいじん	0.002 g/m ³ N
硫黄酸化物	1 ppm
窒素酸化物	2 ppm
塩化水素	2 ppm
フッ素化合物	0.5 ppm
カドミウム	0.0005 mg/m ³ N
鉛	0.005 mg/m ³ N
ガス状水銀	0.11 μg/m ³ N
粒子状水銀	0.0011 μg/m ³ N